政令第二十六号

平成二十三年東北 地方太平洋 -沖地震 に伴う地方公共団 体 :の議 会の 議 員及び 長 0 選 . 学 期 日等 Ò 臨 時 特 例

に 関 す る法 律 施 行 令

内 閣 は、 平 成二十三年 東北 地方太平洋沖 地震に伴う地 方公共団体 .. の 議会 0 議員及び 長 0 選挙期日 : 等 の 臨 時

特 例 に関する法律 (平成二十三年法律第二号) 第七条の規定に基づき、 この 政令を制定する。

、選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱 じ

第 一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期 日等の臨 時特

例に関する法律 (以下「法」という。 第一 条の 規定により行 わ れ る選挙 · に 係 る 次の 表 の上欄 に 掲げ る規

定の 適 用 に ついては、 これらの規定中同 表 0 中欄 に掲 げる字句 は、 それぞれ 司表 の下 -欄に 掲げ る字句とす

公職

選挙

法

(昭

和

二十

第百号)第二十二条第二項

る。

五. 年 法 律 当 該 選挙 に 関 する事 務 を管

理

す

る

選挙 管理委員 会 (衆 議 院 比 例 代 出 表

地震 \mathcal{O} 平成二十三年 議 員及び長の選挙 に 伴う 地 東北 方 公共 地 期 寸 方 体 太 日 等 平 \mathcal{O} \mathcal{O} 議 洋 臨 会 沖

選 出 議員又は参議院比例代表選

議員 管理会) の選挙については、 が定めるところにより 中央選挙 時特例に関する法律 る特例 は、 三年法律第二号)第一 格のうち選挙人の年齢について 村の選挙人名簿に登録される資 いう。)の前日現在 げる選挙の区分に応じ当該各号 り告示目の前日に 挙期日」という。)現在)によ に定める日 により行われる選挙につい それぞれ同法第三条各号に掲 同法第一条第一項に規定す 選挙期日 (以下「告示日」と (以 下 (平成二十 (当該市 条の規定 特 例選 ては 町

<i></i>						_구 도						
の二第一項	年政令第八十九号) 第四十九条	公職選挙法施行令(昭和二十五				項及び第八十六条の四第七項	公職選挙法第四十六条の二第二					公職選挙法第二十三条第一項
合を含む。)、第三十四条第六項	条の二第五項において準用する場	法第三十三条第五項(法第三十四	示した期日	第百十九条第三項の規定により告	含む。)、第三十四条第六項又は	二第五項において準用する場合を	第三十三条第五項(第三十四条の	管理会)が定める期間	議員の選挙については、中央選挙	選出議員又は参議院比例代表選出	選挙管理委員会(衆議院比例代表	当該選挙に関する事務を管理する
一の議員及び長の選挙期日等の臨	地震に伴う地方公共団体の議会	平成二十三年東北地方太平洋沖					特例選挙期日					告示日に

	り告示した期日	
	又は第百十九条第三項の規定によ	
	合を含む。)、第三十四条第六項	
	条の二第五項において準用する場	の三
特例選挙期日	法第三十三条第五項(法第三十四	公職選挙法施行令第百二十七条
「特例選挙期日」という。)		
に規定する特例選挙期日(以下		
三年法律第二号)第一条第一項	り告示した期日	
時特例に関する法律(平成二十	又は第百十九条第三項の規定によ	

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

第九十二条第五項第一号(同令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二

条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の

三及び第二百十七条 の 二 並 びに地・ 方教育 行 政 \mathcal{O} 組 織 及び 運営に関 はする法語 律 施 行 令 昭昭 和三十一年政令第二

百二十一号) 第三条第 項に お 1 て準 用 する場合を含む。 及 び 市 町 村 \mathcal{O} 合併 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 法 律 施 行 令

平 -成十七 年 政 令第 五. + 五. 号) 第二条第 五. 項 (同 令 第 十 应 一条及び 第二十 八 条に お 1 て 準 用 す る場 合を含

0) 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 *(*) . T は、 同号中 任 期 満 了 \mathcal{O} 日 前六十 日に当たる日」 とあ るの は、 「平成二十三 年

東北 地 方太平 -洋沖地元 震に伴う地方公共団体 \mathcal{O} 議会 \mathcal{O} 議員及び長 0)選挙期1 日 等の 臨 時 特 例に関する法 律施 行

令(平成二十三年政令第二十六号)の施行の日」とする。

(指定市町村及び指定県の選挙が同時に行われる場合の特例)

第三条 公職 選挙法第 百 二十条第三項及び第百二十一 条の 規定 は、 法第四 [条第二 項 0 規 定により 法第一

条 第

項に出 規定する指定 市 町 村 (以 下 「指定· 市 町 村 という。 \mathcal{O} 議 会 0 議 員 又 は 長 0) 選挙 及 び当該は 指 定 市 町

村 \mathcal{O} 区 域 を包 括 する 同 項 E 規定す る指・ 定県 (以 下 「指定県」 という。 \mathcal{O} 議会 0) 議 員 文は 長 0 選 挙 が 同 時

に行われる場合には、適用しない。

(補欠選挙に関する特例)

第四条 法第一 条第一項の規定の適用を受ける指定市 町村又は指定県の議会の議員の補欠選挙は、 公職選挙

法第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がな

かったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

する法律第一条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、 選挙人名簿の登録日

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関

に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の特例を定める必要があるからである。